

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次の大規模小売店舗について廃止の届出がありました。

平成二十五年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 奈良ビブレ

所在地 奈良市小西町二五